

処分基準（公表用）

様式第4号
健康福祉部 薬務課

法令名	覚醒剤取締法			法令番号	昭和26年法律第252号		
手続名	覚醒剤原料取扱者等の指定取消及び業務等の停止			根拠条項	第30条の3第1項		
処分基準	<p>覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者について、この法律の規定、この法律の規定に基づく処分又は指定若しくは許可に付した条件に違反したときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて、覚醒剤原料に関する業務若しくは研究の停止を命ずることができる。</p>						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次No.